平成２２年（フ）第１６９７４号
千葉県船橋市本郷町614―３―Ａ―102
債務者　平島　圭次
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西中　克己
4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月４日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１２７号
東京都板橋区西台１丁目18―２―101
債務者　對間　昭子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　巻淵眞理子
4　破産債権の届出期間　平成22年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１４号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１―８―506
債務者　岩間　彰彦
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　穂積　　剛
4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４８８号
新潟市中央区鳥屋野４丁目11番15号
債務者　久保田幸男
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　雅夫
4　破産債権の届出期間　平成22年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０４号
広島県尾道市栗原町11230番地25
債務者　小野　　清
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　則利
4　破産債権の届出期間　平成22年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月26日午前10時55分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
北海道稚内市宝来４丁目７番18―407号　道営住宅01Ｂ号
債務者　澤田美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　伸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２７６号
大阪市北区同心２丁目１番13―910号
債務者　津島　啓護
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名波　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０号
兵庫県南あわじ市福良丙775番地106　ジーアールＤ号、前住所兵庫県南あわじ市福良甲1529番地13　サンハイツ503号
債務者　三木さおり（旧姓金津）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　孝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第５８９１号
大阪市東住吉区矢田１丁目18番14―502号
債務者　吉野めぐみ
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０５４号
大阪府豊中市今在家町４番９号
債務者　インテリア雅こと　小野　雅之
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　功武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１２４号
大阪府寝屋川市三井南町30番３―105号
債務者　豊嶋　文夫
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４３８号
福岡市中央区輝国１丁目４番12号
債務者　宮本　延幸
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅藤　浩三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２３０９号
福岡市西区壱岐団地82番405号
債務者　濵村　茂信
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３１０号
福岡市西区壱岐団地82番405号
債務者　濵村　恵里
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３５０号
福岡市博多区東比恵４丁目２番29―402号
債務者　伊東　静子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０７号
岩手県陸前高田市広田町字岩倉274番地１
債務者　千葉　　登
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部